

海上における船舶間の貨物油移送に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

海上における船舶間の貨物油移送に関する事項

改正理由

海上における船舶間の貨物油の積み替えによる環境被害の発生を防止するための国際的な規則が必要との見解から、IMO において関連規則の導入について検討が行われた。

その結果、2009年7月のIMO第59回海洋環境保護委員会（MEPC59）において、MARPOL条約附属書I第8章として、海上において船舶間で貨物油の積み替えを行う総トン数150トン以上の油タンカーに対し、2011年1月1日以降の最初の検査までに、貨物油の積み替えの手段を記載した作業計画書を備える旨の要件等を新たに規定した決議MEPC186(59)が採択された。

今般、決議MEPC186(59)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 海上で貨物油の積み替えを行う総トン数150トン以上の油タンカーは、本会が承認した船舶間貨物油積替作業手引書を備えなければならない旨を規定した。
- (2) 船舶間貨物油積替作業手引書は登録検査及び定期的検査において、確認検査を受ける旨を規定した。
- (3) 貨物油積み替え作業を記録し、保持しなければならない旨を規定した。
- (4) 2011年1月1日前に引渡しされた、海上において貨物油の移送を行う総トン数150トン以上の油タンカーについて、2011年1月1日以降の最初の定期的検査の時期までに船舶間貨物油積替作業手引書を備えていることを検査により確認を受ける旨を規定した。
- (5) 船舶間貨物油積替作業手引書は、IMO's "Manual on Oil Pollution, Section I, Prevention"及びThe ICS and OCIMF "Ship-to-ship Transfer Guide, Petroleum", fourth edition, 2005を考慮し作成する旨を規定した。